

令和5年度包括外部監査「子育て支援事業に関する事務の執行について」

令和6年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
1	23	意見 1	大分市子育て支援サイト運営事業	成果指標について	通常、コミュニティサイトの会員数は、いつも頻繁に利用しているアクティブユーザーだけでなく、登録はしたものの、一定期間ログインすらしていない非アクティブユーザーも多数存在する。担当者に会員ステータスの把握状況を確認したところ、全体の会員数の把握は行われているが、アクティブユーザー、非アクティブユーザーの把握は、実施していないとのこと。非アクティブユーザーは、コミュニティサイトへのアクセスがないことから、いくら情報発信したとしても全く効果が見込めない。したがって、成果指標としては会員数ではなく、アクティブユーザーを経過的に把握しておくことが重要である。サイト利用者の増加、満足度の向上に資するより効果効率的な情報発信に繋げるために、時折、アクティブユーザーの増減を把握検証しておく必要がある。	現在のシステムでは会員登録者の内、アクティブユーザーを把握できる仕組みになっておらず、把握するためには、システム的大幅な改修が必要となる。 今後、委託業者と協議を行い、費用対効果を踏まえ、アクティブユーザーを把握するかどうか検討していくこととした。	子ども企画課
2	24	意見 2	大分市子育て支援サイト運営事業	子育て支援サイト「naana」の更新状況	子育て支援サイト「naana」を確認したところ、監査時点（2023年9月）において、下記の不備が確認された。 ・幼稚園の現在の状況として、その一覧を掲載しているが、市立幼稚園の一覧は2021年4月現在、私立幼稚園の一覧は2019年4月現在となっており誤解を招く ・病院一覧のうち、すでに閉院または閉鎖しており、リンク先がないもの 3件 ・制度の説明にて、リンク先がないもの 4件 ・令和5年4月1日に改正のあった制度について、情報のアップデートがないもの 1件 仕様書における「6（1）子育て支援サイト運営にあたって」の仕様によれば、サイト内の情報が正確かどうか四半期ごとに確認するとされているが、監査時点で発見した不備は3か月以上継続していると考えられる。 子育て支援サイトの信ぴょう性を確保するためにも、少なくとも確認頻度は月に1度とし、運営団体の状況、情報のアップデート、サイトのリンク状況等深度ある確認を行うべきである。	子育て支援サイト「naana」における不備を指摘された該当箇所については、令和6年3月に修正対応をとった。 今後における子育て支援サイト内の情報確認については、仕様書どおり四半期ごとに行うよう委託業者に徹底させることとした。	子ども企画課
3	24	意見 3	大分市子育て支援サイト運営事業	民間情報の掲載件数	サイト運営の目標として民間情報の掲載件数500件に対し、令和4年度の実績が9件で全体の1.8%と大幅に乖離している。担当者に確認したところ、民間へ情報を掲載するよう働きかけはしているものの、掲載依頼が少数にとどまっているほか、どのようにしたら掲載が増えるか模索中であるとのことである。 より豊かな子育ての環境の整備のために、行政だけでなく、民間での取り組みを取り入れることで、大分市での子育てに関する情報が一元化され、より使いやすいサイトになり、利用者の情報収集に係る負担も大きく軽減されることになる。 また、大分市での民間事業者主催のイベントは多数あり、その多くが集客に苦戦している一方で、子育て支援サイト「naana」で取り上げてもらえることを知らないと考えられる。広報媒体として利用できることを周知し、さらなるサイトの充実を図られたい。	コロナ禍においては、イベント情報の掲載依頼が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した現在も、イベント情報の掲載依頼がコロナ禍前まで回復していない状況である。 今後、子育て支援サイト「naana」でイベント情報を取り上げることができる旨、事業者に対し直接連絡を行うなどして周知を図ることとした。	子ども企画課

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
4	38	意見 4	児童育成クラブ事業	主任指導員報酬の更なる増額を検討すべきである。	主任指導員の処遇改善については、これまでも平成29年度に報酬金額の改定、令和2年度から、厚生年金保険や健康保険等の加入に関する補助金の導入、令和4年2月からは、さらに報酬金額の改定を行うなど、処遇改善を図ってきた。 しかしながら、指導員の高齢化が進むとともに、人材不足の問題も各クラブから指摘されていることから、他の職種や他市の状況等も踏まえ、主任指導員の報酬金額の見直し等の処遇改善について、検討していく。	子育て支援課	
5	41	意見 5	民間放課後児童クラブ活用事業	事業の成果指標の設定を検討すべきである。	令和6年度事務事業評価から「クラブを利用できなかった児童数」を成果指標に加えることとした。	子育て支援課	
6	45	意見 6	児童育成クラブ建設事業	将来の子ども数の減少を地区別に見込み、公有財産の有効活用を進めて行くことが望まれる。	これまでも、小学校の余裕教室や休・廃園になった幼稚園舎を児童育成クラブとして活用するなど、公有財産の有効活用を最優先に検討してきた。今後も各児童育成クラブの利用ニーズや地域の特性に注視しながら、積極的な公有財産の有効活用を図っていく。	子育て支援課	
7	65	意見 7	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	事業の成果指標に、貸付金の回収という指標を入れるべきである。	これまで申請時における母子・父子自立支援員による相談支援や償還時の指導、未収金回収業務の一部私人委託等により未収金額は減少してきたところである。 令和6年度事務事業評価から「貸付金回収率」を成果指標に加え、より効率的な事業の管理を行うこととした。	子育て支援課	
8	68	意見 8	すくすく大分っ子応援事業	すくすく大分っ子応援事業を廃止すべきである。	出産期における支援が出産・子育て応援事業と重複した状況となっているため、令和5年度をもってすくすく大分っ子応援事業を廃止した。	子育て支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
9	74	意見 9	児童福祉施設整備事業	参照文書の確認	補助事業実績報告書は、交付決定通知書に基づき実施した事業を報告する書面であるが、令和4年11月17日付け保幼第2027号－1で交付決定した通知に対し、参照番号が令和4年8月26日付け保幼第1373号となっており、参照に誤りがある。	参照の誤りについて直ちに訂正した。令和6年度から市が文書を発出する際の文書番号や日付だけではなく、実績報告書等の本文に記載されている参照番号についても、複数人で確認することとした。	保育・幼児教育課
10	79	意見 10	市立認定こども園設置事業	競争入札執行通知書（電子入札）に係る書面	令和3年度 佐賀県保育所認定こども園化改修工事及びさがのせき認定こども園外壁・屋上防水外改修工事は、一般競争入札であるため、通知書については一般競争入札執行通知書となるべきであるところ、契約監理課が各課より支払条件等の情報を収集するために指名競争入札執行通知書（電子入札）を用いている。各事業の簿冊の管理上、当該書面は参考資料ではないことから、名称を訂正すること等の措置を講じるべきである。	令和6年度から名称（指名競争入札執行通知書（電子入札））に取消線を施したほか、支払条件等の情報以外の使用しない欄に斜線を入れて当該書面を使用することとした。	保育・幼児教育課
11	89	意見 11	医療的ケア児教育・保育事業	保育事業業務委託契約仕様書の確認	令和4年4月1日以降の医療的ケア児教育・保育事業の対象となる子どもは、市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園から、特定教育・保育施設に在籍するものに拡大し、令和4年度は6件の保育事業業務委託契約を結んでいる。しかしながら、6件の契約のうち3件の仕様書は対象施設拡大前の市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園となっていたため、他の3件と同様に特定教育・保育施設に在籍するものとするべきであった。	令和6年度から仕様書を作成する際には、対象となる子どもについて記載している「目的」のほか、「履行場所」、「委託期間」等全ての項目について、複数人で確認することとした。	保育・幼児教育課
12	89	意見 12	医療的ケア児教育・保育事業	主治医の意見に対する確認	大分市医療的ケア児教育・保育事業利用申請書に添付する診断書にて、主治医の意見、「上記の子どもは幼児教育・保育施設での集団生活は可能です。」にチェックマークがないにもかかわらず受け入れている。 また、「上記の子どもは幼児教育・保育施設内において、日常的に医療的ケアが必要です。」にチェックマークがないにもかかわらず受け入れている。 医療に関する事象は非常に繊細な情報であるため、実際に受け入れられないためチェックがない可能性も否定できず、その場合に受け入れたために大きな事故になることも考えられる。 チェックがない場合は、単なるチェック漏れかどうか、再度医師に確認してもらう必要がある。	医療的ケア児教育・保育事業利用申請の際には、診断書を提出させるとともに医師に集団生活の可否や医療的ケアの必要性等の詳細について聞き取りを行い確認している。 令和6年度から、提出書類について記載がないものについては、再度提出を求めるとともに、再度提出のあった書類について複数人で確認することとした。	保育・幼児教育課
13	90	意見 13	医療的ケア児教育・保育事業	医療的ケアの内容の不備	大分市医療的ケア児教育・保育事業実施要綱 第3条第4項では、医療的ケア児教育・保育事業実施計画書を作成し、当該実施計画書に対する事業対象者の保護者の承諾書を添えて市長に提出することとされているが、当該書面ではその承諾の対象となる医療的ケアの内容の記載がなく、また宛先の記載もない。 医療に関する事象は非常に繊細な情報であるため、実施する医療的ケアに齟齬があれば、大きな事故になることも考えられる。 関係者間で医療的ケアの内容に相違が生じないように、当該書面においても医療的ケアの内容は適切に記載すべきである。	医療的ケアの実施内容については、申請段階から複数回にわたり、面談や電話連絡にて申請者と話し合いを行う中で確認を行っている。 令和6年度から提出書類について記載がないものについては、再度提出を求めるとともに、再度提出のあった書類について複数人で確認することとした。	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
14	90	意見 14	医療的ケア児 教育・保育事 業	利用申請書及 び添付書類の 確認	令和4年4月1日に改正した大分市医療的ケア児教育・保育事業 実施要綱 第4条では、利用申請書に添付する書面として、従来 提出が必要とされた「医療的ケアの実施に関する主治医の指示 書」が削除されており、実務上も申請段階で指示書の作成は難し く、その時点での添付は困難なため、申請段階での添付を求めな いのは妥当な措置である。 にもかかわらず、令和4年4月1日以降申請のあった利用申請書 の書式において、旧様式を使用していたものが2件見られたため 新様式による対応を行う必要がある。 なお、1件については、要綱改正前に申請者に様式を渡していた ため、申請者が「医療的ケアの実施に関する主治医の指示書」の 記載が残されたままの旧様式にて申請をされたものであり、もう 1件については、令和4年4月1日以降に、申請者に対して、旧 様式を渡していたものであった。	旧様式で提出された2件の申請について直ちに訂正した。 今後は、様式変更後は速やかに旧様式から新様式へ書類を入れ替 え、課内において様式変更の周知を徹底するとともに、申請書を 受理する際には、当該申請書の内容を複数人で確認することとし た。	保育・幼児教育課	
15	94	意見 15	保育所等運営 事業 市立幼稚園運 営事業・一般 管理費事業 ・市立幼稚園 実費負担補足 給付事業	収受した現金 の管理につい て	市立保育所及び市立認定こども園では、保育料等現金で収納が あった場合、収納金納付簿に記載し、銀行に納入することとして いる。銀行は、収納金納付簿に確認印を押印する。 現金保管による盗難窃用のリスクをなくす点からすれば、現金 を保育所内に残さず、毎日納入する方が望ましいが、そのために 毎日銀行に行く労力、手書きの資料作成の労力及び人件費が生じ ていることを考えれば、その費用対効果は極めて薄い。 現金管理事務については、必ず園長の管轄の下で金庫を利用し て管理するとともに、数日に一度の納入にすべきである。 また収納金納付簿についても、作成労力の削減のためにデータ による管理を行うべきである。	保育所等における収納事務については、公金取扱事務の基本マ ニュアルに従っている。当該マニュアルでは、金融機関へ当 日中に納入することが基本とされているが、職員の人数、払い込 みに要する時間、業務の繁閑、金融機関までの距離等を考慮の 上、2週間を超えない日数の猶予が認められていることから、令 和6年度からは当日中の納入を基本としながらも、各施設の状況 に応じて、弾力的な事務処理を行うこととした。 また、保育料等を現金で収納したときは、金融機関の窓口に現金 とともに収納金納付簿を持参する必要があるため、引き続き紙管 理を行うことといたしたい。	保育・幼児教育課	
16	95	意見 16	保育所等運営 事業 市立幼稚園運 営事業・一般 管理費事業 ・市立幼稚園 実費負担補足 給付事業	扶助費の支払 い方法につい て	各保育所、認定こども園の扶助費の支払いは、各施設長が月初に 利用人数に応じた金額を市に請求し、担当課は毎月20日頃、各施 設の口座に支払いを行っている。各施設長は月末に口座から現金 を引き出し、請求業者来所のもと現金支払いを行っている。また 支払い後、各施設長は精算を行う。 支払期日を基準に市立保育所扶助費精算書にて扶助費をいた だき、当日請求業者来所のもと現金支払いすることとしている。 現金保有リスクを回避したいとの考え方からすれば、多額の現金 引き出しは行うべきではないため、振り込み等により当該リスク を回避する手段を構築すべきである。また、当該手続きにより、 銀行に伺い手続きを実施する労力も省くことができ、余分な労働 時間の削減、保育への集中が可能となる。	保育所、認定こども園の扶助費については、施設の運営に必要な 物資（給食の材料や日々使用する物品等）を購入している費用で ある。給食の材料（生鮮食品等）は時価であり、食数の変更が頻 繁にあることから、見積書の事前提出が困難な物資である。この ことから、引き続き資金前渡の支払方法により物資の購入を行う ことといたしたい。	保育・幼児教育課	
17	95	意見 17	保育所等運営 事業 市立幼稚園運 営事業・一般 管理費事業 ・市立幼稚園 実費負担補足 給付事業	さがのせき認 定こども園の 土地の境界に ついて	さがのせき認定こども園の正門の土地について、近隣の住民との 間で境界の問題が生じており、正門が利用できない状況にある。 今後さがのせき認定こども園のみならず、他の園でも、境界が はっきりしていない土地に構築物等を建立する際は、隣地との境 界を事前に調査する必要がある。	さがのせき認定こども園については、西側及び東側の出入口の安 全を確保した上で、保護者等に対し施設の利用について周知を 行った。 保育施設に構築物を建立する際は、事前に土地の境界確認を行う ことを徹底することとした。	保育・幼児教育課	
18	96	意見 18	保育所等運営 事業 市立幼稚園運 営事業・一般 管理費事業 ・市立幼稚園 実費負担補足 給付事業	さがのせき認 定こども園周 辺の駐車場の 利用について	さがのせき認定こども園の立地上、校区に児童が少ないことか ら、校区外の児童が多く在園しているため、車で送り迎えをする 保護者が多い。 現在、園として所有している駐車場はないため、送迎の保護者 は、さがのせき認定こども園の北側にある地元の人が昔から車を 停めている場所を使っている。 このため、上記のような土地に関する問題が生じる可能性も否定 はできないため、送迎用の駐車場の確保が望まれる。	さがのせき認定こども園の駐車場については、同園周辺の土地を 送迎用の駐車場として確保できるよう検討することとした。	保育・幼児教育課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
19	104	意見 19	私立認可保育 所等運営費補 助金	成果指標の設 定について	昭和49年から実施されており、かつ大分市独自の事業であるにもかかわらず、成果指標が設定されていない。このため、早急に成果指標を設定し事業の評価を実施する必要がある。 大分市としては、今後も事業費の増額が見込まれるものと考えているが、増額する額を検討するためにも適宜にPDCAサイクルを回していく必要がある。	子ども入園課	
20	104	意見 20	私立認可保育 所等運営費補 助金	施設の調査に ついて	本事業は、国における処遇改善等加算の上乗せ事業として本市が独自に実施しているものであるが、国における処遇改善等加算についての基本的な考え方は、全ての施設を対象とし、かつ、法人の役員等を兼務している職員を含むとされており、対象施設や対象職員を限定せず実施している。 この処遇改善等加算については、現在、国において対象者や要件等の見直しが進められており、本市においても、その内容を踏まえ補助対象者等の見直しを検討することとした。	子ども入園課	
21	105	意見 21	私立認可保育 所等運営費補 助金	補助対象の適 否について	交付要綱において、常勤職員数に5,000円を乗じて得た額で補助金額を算定することになっているが、理事や理事長を兼務している園長についても常勤職員数に加算して計算している。この点、大分市では理事であっても常勤として業務に従事していれば補助対象としているとのことである。 しかしながら、当事業は、職員の処遇改善のためという側面もある補助金であり、自分自身の報酬額等の処遇を決めることが出来る役員についても対象とするのは望ましくない。	子ども入園課	
22	105	意見 22	私立認可保育 所等運営費補 助金	役員を支給対 象とすること の是非	大分市では、役員であっても常勤として勤務している実態があれば補助対象として補助金を支給している。 社会通念上、理事長等の役員を職員と判断することはないため、交付要綱に定義されている補助対象者とするのは望ましくない。	子ども入園課	
23	105	意見 23	私立認可保育 所等運営費補 助金	事務職員への 補助について	本事業においては、保育士や調理員のみならず、事務員についても補助対象として補助金を支給している。 この点本事業は、保育士確保のための性質も有している補助であることから、事務員に対する補助は望ましくない。	子ども入園課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
24	110	意見 24	私立認可保育 所等特別支援 保育事業費補 助金	支出負担行為 決議書の決裁 日付について	本補助金は、当該年度の全期間を補助対象期間とした事業である ことから、年度当初の日付を用いてきた。 令和6年度中に、大分市特別支援教育・保育事業補助金交付要綱 を改正し、当該年度の全期間を補助対象期間とする規定を同要綱 に明記することにより、申請日及び決裁日を一律に4月1日とす ることなく、実際の日付で事務処理を行うこととする。	子ども入園課	
25	110	意見 25	私立認可保育 所等特別支援 保育事業費補 助金	予算超過分の 決裁について		子ども入園課	
26	110	意見 26	私立認可保育 所等特別支援 保育事業費補 助金	決裁日付につ いて		子ども入園課	
27	111	意見 27	私立認可保育 所等特別支援 保育事業費補 助金	申請日付につ いて		子ども入園課	
28	116	意見 28	私立認可保育 所等延長保育 事業費補助金	補助の公平性	本補助金は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱、延長保育 事業実施要綱に基づいて行う事業であるが、国において一律の経 費額の定めはない。 また、各施設の規模やおやつ提供内容によって必要となる経費 は様々であり、国の補助上限の中で施設の保育方針や自主性に委 ねられていることから、一律に経費額の基準を定めることは行わ ないこととした。	子ども入園課	
29	121	意見 29	子育てのための 施設等利用 給付 (認可外保育 施設等)	請求日の日付 について	令和6年度分（令和6年3月発送）の施設等利用費事務要領から 当該部分を削除した。	子ども入園課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
30	121	意見 30	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）	システム導入の検討	施設等利用給付費の請求については、保護者等の利用者が多いため数が膨大であり、それを1件1件、市の担当者が手作業で確認している。また、給付費についての振込金額も同様に市の担当者が1件1件手作業で確認している。手作業であるとミスが生じる可能性もあり、また確認作業という単純作業に人員を要することになることから、業務効率化のため、システム導入等を検討することが望まれる。	子ども入園課	
31	121	意見 31	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）	施設等利用費請求書の提出について	施設等利用給付費の請求について、氏名、振込先等の保護者が記載している内容が誤っており、市が職権訂正する必要があるものも多数見受けられた。このため、施設等利用費請求書について、データでの提出を求めるなどの、方法の変更を検討することが望まれる。（例えばスマホから請求書を作成し、添付する書類は別途提出するなど。）	子ども入園課	
32	122 128	意見 32	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）（預かり保育）	保護者への振込の確認について	施設等利用給付費の保護者への振込についても、1件1件、市の担当者が振込データを手作業で確認している。昨今では誤給付並びに誤振込の問題が他の自治体でも生じていることから、この業務についても業務効率化のため、システム導入等を検討することが望まれる。	子ども入園課	
33	135	意見 33	子育てのための施設等利用給付（未移行幼稚園）	請求日の日付について	各施設から大分市に提出される施設等利用費請求書について、事務要領で請求日の日付を空欄にするよう書かれており、望ましくない。	子ども入園課	
34	136	意見 34	子育てのための施設等利用給付（未移行幼稚園）	施設等利用費請求金額内訳表の記載について	各施設から大分市に提出される施設等利用費請求金額内訳表に記載されている児童の氏名について、全て平仮名で書かれている園や手書きで書かれている園があった。現状においては、この内訳書と市の職員が作成した児童の一覧に関するエクセルデータとを突合して正誤を確認しているが、効率性の観点からも、可能であればデータで提出させて、エクセルやシステムで突合する方法等を検討することが望まれる。	子ども入園課	
35	136	意見 35	子育てのための施設等利用給付（未移行幼稚園）	手続の効率性について	上記の内訳表の記載について、児童の氏名等の情報は各施設としても持っているため、児童の氏名等が入力された内訳表を各施設に配布し、各施設側で確認する等、効率性を図るように検討することが望まれる。	子ども入園課	
36	150	意見 36	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	給与水準が維持されていることの確認について	補助金の対象期間は令和4年4月から令和4年9月の6ヶ月分である。「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書」に「令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持」の項目があり、「維持する、しない」の記載を記入することになっている。この点について、令和4年10月以降においては、施設型給付費の処遇改善等加算Ⅲとして新設されたことから、処遇改善等加算では、毎年度実績報告を求めているが、加算実績額が賃金改善額を上回っていることを確認している。令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の分配戦略として「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が挙げられており、保育士の処遇改善は継続的な状況把握が必要と考える。	子ども入園課	